

大阪市職員共済組合処務規程

(昭和 37 年 12 月 1 日制定)
最近改正 令和 4 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪市職員共済組合運営規則（以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、大阪市職員共済組合（以下「組合」という。）の業務執行に必要な細目を定めることを目的とする。

(所属所及び所属所長)

第 2 条 組合の所属所及び所属所長は、規則第 3 条の規定に基づき、別表のとおりとする。

(事務局)

第 3 条 大阪市職員共済組合定款第 29 条に規定する事務局には、事務局長の下に、事務局次長及び係長を置く。特に必要があるときは、事務局に主査を置くことができる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、組合の事務を処理する。

3 係長及び主査は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

(係の設置)

第 4 条 事務局に、庶務係、保健医療係及び年金係を置く。

2 係の事務分掌は、次のとおりとする。

庶 務 係

- (1) 人事、給与、文書及び公印に関すること。
- (2) 組合会その他会議に関すること。
- (3) 組合員の資格の得喪、原票移管及び前歴整備に関すること。
- (4) 組合員の基礎年金番号に関すること。
- (5) 組合員の給料記録の管理に関すること。
- (6) 定款、規則及び規程等の制定改廃に関すること。
- (7) 所属所及び各種団体との連絡調整に関すること。
- (8) 事業計画、予算及び決算に関すること。
- (9) 契約に関すること。
- (10) 負担金及び掛金の徴収に関すること。
- (11) 出納事務に関すること。
- (12) 資産の管理及び資金の運用に関すること。
- (13) 基礎年金拠出金及び交付金に関すること。
- (14) その他調査及び統計に関すること。
- (15) 住宅等貸付事業に関すること。
- (16) 融資あっせん及び住宅あっせん事業に関すること。
- (17) 組合事業の企画調整に関すること。
- (18) 他の係の主管に属しないこと。

保 健 医 療 係

- (1) 被扶養者の認定に関すること。

- (2) 組合員証等の発行に関する事。
- (3) 保健給付に関する事。
- (4) 休業給付に関する事。
- (5) 災害給付に関する事。
- (6) 第三者行為による損害賠償の請求に関する事。
- (7) 国民年金第3号被保険者に関する事。
- (8) 検診事業に関する事。
- (9) 健康教育及び健康相談に関する事。
- (10) 特定健診事業に関する事。

年金係

- (1) 長期給付の請求の審査及び進達に関する事。
- (2) 長期給付の統計に関する事。
- (3) その他長期給付に関する事。
- (4) 基礎年金の請求の審査及び進達に関する事。
- (5) 年金受給者の基礎年金番号に関する事。
- (6) 年金受給者の給料記録の管理に関する事。
- (7) 年金制度（法改正等）に関する事。

（理事長職務代理者）

第5条 規則第4条第1項の規定により、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第12条第1項の規定に基づき理事長があらかじめ指定した理事（理事長職務代理者という。）に、理事長の権限に属する事務を専決処分させる。ただし、重要と認められるもの若しくは異例に属するもの又は法令の解釈上疑義のあるものについては、この限りではない。

（専決）

第6条 規則第4条第1項の規定により、理事長の権限に属する事務の一部を次のように専決させる。ただし、前条ただし書の規定は、本条において準用する。

事務局長専決事項

- (1) 職員（係長以上を除く。）の任命に関する事。
- (2) 役員及び議員並びに職員（事務局次長に限る。）の出張に関する事。
- (3) 長期給付の決定（改定含む。）請求の審査及び進達に関する事。
- (4) 貸付金額が200万円を超える貸付事業の貸付の決定に関する事（最低保障による200万円以下の貸付に係るものを含む。）。
- (5) 組合の余裕金の運用に関する事。
- (6) 1件10,000,000円以下の取引の決定及び契約（組合の余裕金の運用に係るものを除く。）に関する事。
- (7) 定例の経費の支出決定に関する事。
- (8) 公告に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、定例の事務事業の施行決定又は定例の事務の執行に関する事。

事務局次長専決事項

- (1) 規定又は決定に基づく役員その他の旅費及び報酬の支給に関すること。
- (2) 職員（係長以下に限る。）の出張、休暇その他勤務に関すること。
- (3) 軽易又は定例の公告、照会、回答、届出、報告、通知、申請及び刊行物等に関すること。
- (4) 長期給付に係る定例の事務の執行に関すること。
- (5) 短期給付の決定、支払いに関すること。
- (6) 貸付金額が 200 万円以下であり、かつ最低保障によらない貸付事業の貸付の決定に関すること。
- (7) 経理間の取引の決定に関すること。
- (8) 1 件 1,000,000 円以下の取引の決定及び契約に関すること。
- (9) 定例確定的経費の支出決定に関すること。
- (10) 軽易又は定例の収入金の徴収に関すること。
- (11) 既決の事務事業又は既決議金の軽易な変更に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、軽易若しくは定例の事務事業の施行決定又は軽易若しくは定例の事務の執行に関すること。

（事故代決）

第 7 条 専決権者に事故があるときは、事務局長専決事項については、事務局次長、事務局次長専決事項については、別に定める者が専決権者に代わってその専決事項を決裁することができる、この場合において、代わって決裁した者は、事故がやんだ後、速やかに当該専決権者に報告しなければならない。

（職員の分限等）

第 8 条 職員の分限、懲戒及び勤務時間、休日、休暇、服務その他の勤務条件については、大阪市職員の分限、懲戒及び服務について定める大阪市の条例、規則等の規定を準用する。

（施行の細目）

第 9 条 この規程の施行に関し必要な細目は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 38 年 6 月 27 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 39 年 7 月 13 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 39 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 40 年 7 月 10 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 41 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 42 年 6 月 16 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 44 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 45 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 46 年 8 月 23 日から施行する。ただし、別表は昭和 46 年 6 月 5 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 48 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 48 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 50 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 54 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 56 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

所 属 所	所属所長	所 属 所	所属所長
副首都推進局	総務局長又は副首都推進局長	政策企画室	総務局長又は政策企画室長
市政改革室	総務局長又は市政改革室長	危機管理室	総務局長又は危機管理監
デジタル統括室	総務局長又はデジタル統括室長	経済戦略局	総務局長又は経済戦略局長
都市交通局	総務局長又は都市交通局長	万博推進局	総務局長又は万博推進局長
北区役所	総務局長又は北区長	総務局	総務局長
都島区役所	総務局長又は都島区長	市民局	総務局長又は市民局長
福島区役所	総務局長又は福島区長	財政局	総務局長又は財政局長
此花区役所	総務局長又は此花区長	契約管財局	総務局長又は契約管財局長
中央区役所	総務局長又は中央区長	計画調整局	総務局長又は計画調整局長
西区役所	総務局長又は西区長	福祉局	総務局長又は福祉局長
港区役所	総務局長又は港区長	健康局	総務局長又は健康局長
大正区役所	総務局長又は大正区長	こども青少年局	総務局長又はこども青少年局長
天王寺区役所	総務局長又は天王寺区長	環境局	総務局長又は環境局長
浪速区役所	総務局長又は浪速区長	都市整備局	総務局長又は都市整備局長
西淀川区役所	総務局長又は西淀川区長	建設局	総務局長又は建設局長
淀川区役所	総務局長又は淀川区長	大阪港湾局	総務局長又は大阪港湾局長
東淀川区役所	総務局長又は東淀川区長	会計室	総務局長又は会計室長
東成区役所	総務局長又は東成区長	教育委員会事務局	総務局長又は教育委員会教育長
生野区役所	総務局長又は生野区長	行政委員会事務局	総務局長又は行政委員会事務局長
旭区役所	総務局長又は旭区長	市会事務局	総務局長又は市会事務局長
城東区役所	総務局長又は城東区長	水道局	水道局長
鶴見区役所	総務局長又は鶴見区長	消防局	総務局長又は消防局長
阿倍野区役所	総務局長又は阿倍野区長	地方独立行政法人大阪市民病院機構	理事長
住之江区役所	総務局長又は住之江区長	淀川右岸水防事務組合	管理者
住吉区役所	総務局長又は住吉区長	淀川左岸水防事務組合	管理者
東住吉区役所	総務局長又は東住吉区長	大和川右岸水防事務組合	管理者
平野区役所	総務局長又は平野区長	大阪広域環境施設組合	管理者
西成区役所	総務局長又は西成区長	地方独立行政法人大阪市博物館機構	理事長
		地方独立行政法人天王寺動物園	理事長
		大阪市職員共済組合	理事長

なお、大阪市職員労働組合、大阪市従業員労働組合、大阪市水道労働組合、大阪市病院職員労働組合及び大阪市役所労働組合については、それぞれ所属所に準ずるものとし、その本部の事務所において組合の事務も取り扱うものとする。